

一般社団法人 daimon 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 daimon と称する。英字では、daimon Okinawa Network と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、貧困・孤立に抗するコミュニティづくりを通して地域課題を可視化し、誰もが誰かのセーフティネットであり続けられる社会の実現を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の貧困・孤立に抗するコミュニティ構築事業
- (2) 地域の貧困・孤立に関する課題を可視化し市民参加を促すイベント企画・運営事業
- (3) 地域の貧困・孤立を解決するための調査研究、情報発信、政策提言に関する事業
- (4) 市民や企業等に対する社会貢献活動等の情報提供、相談、コンサルティング事業
- (5) 社会活動関連研修、講師派遣、講演企画等の事業
- (6) ウェブサイト (daimon-okinawa.com) を通した情報発信と商品販売事業
- (7) 社会活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、沖縄県内を中心に日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、その目的達成と法人の成長のために知恵と時間と労力の限りを尽くす個人および団体

(2) 一般会員

当法人の目的、事業に賛同し、当法人と共に各プロジェクトを推進するために入会した個人および団体

(3) 賛助会員

当法人の目的、事業に賛同し、支援・協力を行う個人及び団体

2 入会金や会費など構成員が負担する金銭の額については社員総会で定める。

(会員の資格取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年度11月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の招集請求)

第14条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなすものとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第27条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間における当法

人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 当法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければなら

ない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第37条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行なう。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法による。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、法人の設立の日から平成27年8月31日までとする。

(設立時役員の氏名)

第47条 当法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

設立時理事	新田 繁睦
設立時理事	糸数 温子
設立時理事	知念 啓
設立時代表理事	糸数 温子
設立時監事	高崎 文秀

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 糸数 温子
住所 沖縄県那覇市宇栄原6丁目9番15号

氏名 上里 恵利奈
住所 沖縄県那覇市真嘉比1丁目29番7号 G L真嘉比203

以上、一般社団法人 daimon の設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年11月11日

設立時社員 糸数 温子 印
設立時社員 上里 恵利奈 印